

○京田辺市立老人福祉センターの管理及び運営に関する規則

昭和50年3月24日

規則第4号

改正 昭和51年5月7日規則第9号

昭和53年4月10日規則第14号

昭和62年2月23日規則第3号

平成8年12月26日規則第56号

平成17年3月14日規則第8号

平成21年2月27日規則第4号

平成26年3月28日規則第42号

平成28年3月29日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市立老人福祉施設設置条例（昭和50年京田辺市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき設置する京田辺市立老人福祉センターの管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 京田辺市立老人福祉センター常磐苑及び宝生苑（以下「センター」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 生活及び健康に関する相談
- (2) 生業及び就労に関する相談
- (3) 老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業又はそのために必要な便宜の提供
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(京田辺市立老人福祉センター運営協議会)

第3条 条例第9条に規定する京田辺市立老人福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 市老人クラブを代表する者
- (3) 社会福祉関係者代表
- (4) 学識経験のある者

(5) 市職員

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、市長が招集する。
- 6 会長は、会議の議長となる。
- 7 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 8 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 協議会の庶務は、高齢福祉担当課において処理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(使用の許可)

第4条 センターの施設を10名以上で使用しようとする者は、使用期日5日前までに京田辺市立老人福祉センター使用許可申請書（別記様式）2部を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は適否を審査し、使用を許可したときは、速やかにその1部に許可印を押印し、交付するものとする。

(使用者の守るべき事項)

第5条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 他の使用者に対し、必要以上に大声を上げ、若しくは罵声を浴びせ、又は暴力行為を行わないこと。
- (3) 建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損しないこと。
- (4) 劇薬、爆発物又は可燃性物品を持ち込まないこと。

- (5) 飲酒をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 許可なく印刷物等の掲示又は配布をしないこと。
- (8) 使用後は、清掃すること。
- (9) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用時間)

第6条 センターの使用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、浴室の使用時間は、午前11時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、使用時間を延長し、又は短縮することができる。

(休所日)

第7条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則（昭和51年5月7日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年4月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年2月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月26日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月14日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。